

○弘前地区環境整備事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例

〔平成20年3月3日〕
〔条例第3号〕

改正 平成26年4月1日 事件処分第1号 | 令和5年2月15日 条例第2号
令和5年2月15日 条例第1号

(設置)

第1条 弘前地区環境整備事務組合情報公開条例（平成20年弘前地区環境整備事務組合条例第1号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）又は弘前地区環境整備事務組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年弘前地区環境整備事務組合条例第2号）の規定による諮問等に応じ審査を行わせるため、弘前地区環境整備事務組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから管理者が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(この条例に定めのない事項)

第3条 この条例に定めるもののほか、審査会に関しては、弘前市情報公開・個人情報保護審査会運営規則（平成26年弘前市規則第11号）の例による。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日事件処分第1号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の弘前地区環境整備事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和5年2月15日条例第1号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(弘前地区環境整備事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

6 弘前地区環境整備事務組合情報公開・個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第1条中「弘前地区環境整備事務組合個人情報保護条例（平成20年弘前地区環境整備事務組合条例第2号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

附 則（令和5年2月15日条例第2号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(弘前地区環境整備事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

2 弘前地区環境整備事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成20年弘前地区環境整備事務組合条例第3号）の一部を次のように改める。

第1条中「弘前地区環境整備事務組合情報公開条例（平成20年弘前地区環境整備事務組合条例第1号）又は」を「弘前地区環境整備事務組合情報公開条例（平成20年弘前地区環境整備事務組合条例第1号）、」に、「の規定による」を「又は弘前地区環境整備事務組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年弘前地区環境整備事務組合条例第2号）の規定による」に改める。